

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）への意見募集結果について

No.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条について	東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、同法律)の第 23 条で定められて居る内容であるため、その部分に問題は無いと考える。 しかしながら、同法律の第 26 条では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価が必要だと定められて居る。 このため同法律の 26 条の規定に基づき、条例施行の経過措置として、令和 7 年度に限り、条例施行前の令和 6 年度分の点検及び評価についてのみ、機構改革後であっても教育委員会の職務とする事を明確にしておくべきである。	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法律」という。）第 26 条の規定により、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。 東浦町教育委員会は、法律第 26 条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するため、「教育委員会事務の点検と評価」を実施し、報告書としてまとめ、住民の皆様へ公表しています。 東浦町教育委員会に権限を属する事務については、機構改革後であっても、条例施行前の令和 6 年度分の点検及び評価を教育委員会の職務として行います。 法律第 26 条の規定に基づき、適切に事務を進めるため、経過措置の規定を置くことは想定していません。